

「維持管理計画」

(一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項)

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
2. 排ガスの性状の測定頻度に関する事項
  - (1) 排ガスの性状の測定頻度
3. その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
  - [表－5] 維持管理する上で必要な法的資格者
  - [表－6] 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準についての適用
  - [表－7] 昭和52年「環整第95号」等による各種分析・検査頻度と方法
  - [表－8] ダイオキシン類対策特別措置法に係わる測定頻度と方法
  - [表－9] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係わるばいじんの溶出基準
  - [表－10] 法令に係わる記録
  - [表－11] 法定定期官庁検査

## 一般廃棄物処理施設の維持管理計画

1. 排ガスの性状放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 大気汚染

(乾きガス、O<sub>2</sub>12%換算値)

項目	設計値	基準値	適要
ばいじん量	0.01 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.08 g/Nm <sup>3</sup> 以下	大気汚染防止法
硫黄酸化物	50 ppm以下	約3,100 ppm以下	大気汚染防止法
塩化水素	50 ppm以下	約430 ppm以下	大気汚染防止法
窒素酸化物	150 ppm以下	250 ppm以下	大気汚染防止法
一酸化炭素	30 ppm以下 (4時間平均値)	100 ppm以下 (4時間平均値)	ダイオキシン類 発生防止ガイドライン
ダイオキシン	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 (4時間平均値)	1.0 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 (4時間平均値)	ダイオキシン類 発生防止ガイドライン

(2) 水質汚濁 水質汚濁防止法

施設の稼働により発生する排水は生活排水を除き、系内にて処理する為、系外へ排出されることはありません。

(3) 騒音 騒音規制法

設計値は、敷地境界線上で騒音規制法の基準値以下としています。

騒音基準値

昼間	60 dB以下
朝・夕	55 dB以下
夜間	50 dB以下

(4) 振動 振動規制法

設計値は、敷地境界線上で振動規制法の基準値以下としています。

振動基準値

昼間	65 dB以下
夜間	60 dB以下

(5) 悪 臭 悪臭防止法

設計値は、敷地境界線上で悪臭防止法の基準値以下としています。

悪臭物質の濃度基準値

項 目	濃度 [ppm]
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
イソブタノール	0.9 ppm 以下
酢酸エチル	3 ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
トルエン	10 ppm 以下
スチレン	0.4 ppm 以下
キシレン	1 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
イソ吉草酸	0.001 ppm 以下

## 2. 排ガスの性状の測定頻度に関する事項

### (1) 排ガスの性状の測定頻度

	項 目	頻 度	方 法
排 ガ ス	ばい煙 ・ばいじん ・硫黄酸化物 ・塩化水素 ・窒素酸化物	6ヶ月に1回以上	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」による各種分析・検査頻度の方法による測定
	ダイオキシン類	年1回以上	総理府令第二条による測定方法

### 3. その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

#### 当該一般廃棄物処理施設の維持管理計画

施設の維持に関しては、下記を目的に適切な運転管理、保全及び安全衛生管理を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。

- (1) 施設の処理機能は設計通り合理的かつ安全に性能が発揮され、これを定常的にわたり維持します。
- (2) 施設の機能低下防止のため十分な保守点検整備を行い、機器を傷めず能力を十分に発揮させます。
- (3) 適正な運転管理で公害の発生防止を図ります。

尚、ごみ処理施設の維持管理においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「環境基本法」（「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」等）、「電気事業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規制基準を遵守します。

#### 1. 維持管理体制

ごみ処理施設の運転を系統的に行う技術上並びに運営上の管理業務、施設の稼働状態を長期に渡り安定的に持続させるための保全業務と、公害防止に対処するための分析業務を十分考慮した管理体制を組んで施設の運営に当たります。また、事故を未然に防止するための管理体制の整備を図り、作業に従事する職員の安全の確保についても十分な配慮を行います。

更に、ごみ処理技術者及び関連法規で定められた法的有資格者による施設の適正な維持管理に努めます。

尚、本ごみ処理施設を維持管理する上で必要な法的資格者は[表-5]の通りです。

#### 2. 維持管理基準

ごみ処理施設の維持においては、施設からの排ガス、排水、臭気、振動、騒音等による二次公害を防止するため適正な運転管理を行い、それぞれの基準を長期にわたり遵守します。尚、各種の基準は、各法律の規制によって定められている値とします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第5項の規定、環境省令（施行規則）第4条の5の一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用を[表-6]に示します。

### 3. 測定・分析

公害防止に対処するため、〔表－7〕及び〔表－8〕の測定頻度・方法に従って法律で定められた測定項目について定期的に測定します。

又、ばいじんの溶出基準は〔表－9〕に示す基準とします。

### 4. 定期検査

〔表－10〕以外の法的な定期検査を義務づけられた設備あるいは装置に関しても、各法律の規制によって定められた頻度、方法で定期検査を実施又は受験します。

当該施設を維持管理する上で必要な法定定期検査を〔表－11〕に示します。

[表－5] <維持管理する上で必要な法的資格者>

法的資格者	法 令
廃棄物処理施設の技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条第 1 項
危険物保安監督者 危険物取扱者	消防法第 13 条
ボイラタービン主任技術者	電気事業法第 43 条第 1 項
電気主任技術者	電気事業法第 43 条第 1 項
高圧ガス作業主任者	高圧ガス取締法第 28 条
ガス溶接作業主任者	労働安全衛生法第 14 条、同施行令第 6 条、同施行規則第 16、41、62、314 条
酸素欠乏危険作業主任者	労働安全衛生法施行令第 6 条第 21 号、同施行規則第 16 条
クレーン運転士	労働安全衛生法 クレーン等安全規則第 22 条
特定化学物質等作業主任者	労働安全衛生法施行令第 6 条第 18 項、 特定化学物質等障害予防規則第 51 条

[表－6] <一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用>

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用
1. 施設へのごみへの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみの投入は、各炉へのごみ投入量データの電算機管理により、当該施設の処理能力を越えないように行います。
2. 焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く)にあつては、次のとおりとする。 イ. ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	当該施設において燃焼室は、熔融炉にあたりますが、熔融炉にごみを投入する場合には、ピット・クレーン方式により、常時ごみを均一に混合して投入します。
ロ. 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。 ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	当該施設において燃焼室は、熔融炉にあたりますが、熔融炉のごみの投入は、熔融炉頂部の給じん装置を通して外気を遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。
ハ. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	熔融炉の後段に設置した燃焼室では、燃焼室中の燃焼ガスの温度を希釈空気量を制御することにより摂氏八百度以上(設計温度：低質ごみで摂氏984度)に保ちます。
ニ. 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	熔融スラグとなるため、熱しゃく減量は0.5%以下です。
ホ. 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、燃焼室に設置した助燃バーナーを作動させ、燃焼室温度を速やかに上昇させます。
ヘ. 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、燃焼室に設置した助燃バーナーを作動させることにより、燃焼室温度を高温(設計温度：摂氏五百度程度)に保ち熔融炉でごみを熔融し尽くすとともに、熔融炉から発生する熱分解ガスを燃焼し尽くします。

[表-6] のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用
ト. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	熔融炉の後段に設置した燃焼室では、燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定(熱電対)し、かつ記録します。
チ. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。 ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	減温塔により集じん器に流入する燃焼ガスの温度を摂氏概ね二百度以下(設計温度:摂氏百八十度程度)に冷却します。
リ. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定(熱電対)し、かつ記録します。
ヌ. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備(廃熱ボイラ)及び排ガス処理設備にたい積したばいじんは、ショットクリーニングによるブローを定期的の実施し、集じん器に集めることにより除去します。
ル. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下(設計濃度:百万分の三十以下)となるよう燃焼室の燃焼制御によりごみを熔融、熱分解ガスを燃焼させます。
ヲ. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を煙突に設置した測定孔を通じて連続的に測定し、かつ記録します。
ワ. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が 0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下となるよう、燃焼室での温度、滞留時間、燃焼ガスの混合を維持するとともに、触媒によるダイオキシン除去を行いつつごみを熔融します。

[表-6] のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用
カ. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
コ. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	溶融施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるように、有害ガス除去装置、集じん器、触媒反応塔等の排ガス処理設備を設置するとともに公害監視装置により排ガスを測定、管理します。
タ. 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスの水による洗浄、冷却はないため適用外。
テ. ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ごみの中の灰分は溶融スラグとなりスラグヤードに貯留する。少量の飛灰は重金属が溶け出さないように、キレート剤を添加した無害化処理を行って処理灰貯留バンクに貯留します。
ツ. ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	ごみの中の灰分は、溶融炉内でその融点以上(設計温度:摂氏千六百度程度)に保ち、溶融します。
ト. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ばいじんまたは焼却灰の焼成ではない為、適用外。
ネ. ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	飛灰の処理は重金属が溶け出さないように薬剤処理とし、薬剤(キレート剤)および水を均一に混合することができる混練装置を設置し水分量を管理します。
ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケは省略 フ. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために、炉内温度監視、燃焼温度監視、ガス漏洩監視等の必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えます。

[表-6] のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用
3. ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。  以下省略。	ガス化改質方式ではない為、適用外。
4. ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	ばいじん又は焼却灰の処理施設ではない為、適用外。
5. 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。	高速堆肥化処理施設ではない為、適用外。
6. 破碎施設にあつては、次のとおりとする。 イ. 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。 ロ. 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	破碎施設でない為、適用外。
7. ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。  イ、ロ省略。	ごみ運搬用パイプライン施設ではない為、適用外。
8. 選別施設にあつては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	選別施設ではない為、適用外。
9. 固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。  イ〜ル省略	固形燃料化施設ではないため適用外。
10. ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみの飛散及び悪臭の発生を防止するため、ごみ飛散に対してはごみ投入ホッパを設けます。プラットホームへは、防臭剤を噴霧するとともに、悪臭発生源であるごみピット内空気を燃焼空気として使用することによりピット内を負圧に保ち悪臭の発散を防止します。施設休止時には活性炭脱臭装置にて脱臭を行います。
11. 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	プラットホーム及びごみピットには防臭・防虫装置を設け、蚊、はえ等の発生を防止するとともにプラットホームには高圧水洗浄装置を設け、構内の清潔を保持します。

[表-6] のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用
12. 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音及び振動を発生する発生源に対してはラギング、防音壁等の適切な防音装置及び適切な防振装置を、その騒音、振動レベルに応じて設置し、周囲の生活環境を損なわないようにします。
13. 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	プラント排水は系内処理します。 生活排水は浄化槽で規定の水質に処理後、放流します。
14. 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	昭和 52 年厚生省環境整備課長通知「環整 95 号」による各種分析・検査頻度及び方法に準拠した維持管理を行います。 [表-7] 参照
15. 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	維持管理計画どおりに本組合の組織体制に基づき維持管理を行います。
16. 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	法令に係る記録に準拠した維持管理を行います。 [表-10] 参照

[表-7] <昭和52年「環整第95号」による各種分析・検査頻度と方法>

項 目	頻 度	方 法	
ごみ質	年 4 回	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」による各種分析・検査頻度の方法による測定	
焼却残渣の熱しゃく減量	適用外	熔融処理のため、焼却残渣は発生しません。	
燃焼室出口温度	常 時	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」による各種分析・検査頻度の方法による測定及び燃焼室出口設置の熱電対による常時温度測定及び記録	
排ガス ばい煙 ・硫黄酸化物 ・ばいじん ・塩化水素 ・窒素酸化物	12ヶ月に2回	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」による各種分析・検査頻度の方法による測定及び煙突設置の測定装置による常時測定及び記録	
放流水の水質	水素イオン濃度 生物学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質 大腸菌群数	月1回	プラント排水は、内部処理の為、外部への流出はなく、適用外。 生活排水は、浄化槽で処理後、放流のため適用内。
	塩素イオン濃度 カドミウム及び その化合物 シアン化合物 水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	月1回	

[表－8] <ダイオキシン類対策特別措置法に係わる測定頻度と方法>

項 目	頻 度	方 法
排出ガスのダイオキシン類	年 1 回	総理府令第二条による測定方法
ばいじんのダイオキシン類	年 1 回	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係わる基準の検定方法(平成四年七月厚生省告示第百九十二号)別表第一に定める方法

[表－9] <廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係わるばいじんの溶出基準>

項 目	基 準
アルキル水銀化合物	不検出
水銀またはその化合物	0.005mg/リットル以下
カドミウムまたはその化合物	0.3mg/リットル以下
鉛またはその化合物	0.3mg/リットル以下
有機リン化合物	1 mg/リットル以下
六価クロムまたはその化合物	1.5mg/リットル以下
ひ素またはその化合物	0.3mg/リットル以下
シアン化合物	1 mg/リットル以下
PCB	0.003mg/リットル以下
セレンまたはその化合物	0.3mg/リットル以下

〔表-10〕 〈法令に係る記録〉

記録すべき対象	法 令	記録又は検査項目	頻 度	保存年数
一般廃棄物 処理施設	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施行規則第4条の 5の16, 第4条の 6, 第4条の7  厚生省通知(環整 95)  ダイオキシン類対策特 別措置法第28条 施行令第4条 施工規則第8条～ 14条	(1) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の 施行規則で定められている事項を記載した 維持管理の記録を作成し、施設に常備し求め に応じ閲覧させる。 (2) ごみ質測定  (3) ばいじんのダイオキシン  (4) 精密機能検査	4回/年  1回/年 以上  1回/3年	3年
クレーン設備	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第34条 クレーン等安全規則 第35条  クレーン等安全規則 第36条 クレーン等安全規則 第38条	(1) 定期自主検査(荷重試験等) (2) 定期自主検査(巻過防止装置、その他の安全 装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの異 常の有無、ワイロープ及びつりチェーンの異常の有 無等) (3) 作業開始前の点検(巻過防止装置、ブレーキ、ク ラッチ及びコントローラの機能等) (4) 自主検査の記録	1回/年  1回/月  1回/日	3年
排 ガ ス	大気汚染防止法 施行規則第15条 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施行規則第4条  ダイオキシン類対策特 別措置法第28条	(1) ばい煙(HCl、NOx、SOx、ばいじん)測定 (2) 一酸化炭素の濃度 (3) 燃焼室中の燃焼ガスの温度、集じん器に流 入する燃焼ガスの温度 (4) ダイオキシン類の濃度測定	1回/6月 以上 連続  連続  1回/年 以上	3年
貯 水 槽	水道法施行規則第 55条, 56条	(1) 簡易専用水道の管理の規程により水槽の清 掃は年1回定期的に実施すること。 (2) 検査は年1回行うこと。	1回/年	



[表-10] のつづき

記録すべき対象	法 令	記録又は検査項目	頻 度	保存年数
高 圧 ガ ス	高圧ガス保安法 第 35 条の 2	(1) 定期自主検査及びその検査記録の作成保存 (検査したガス設備、検査をしたガス設備の設備ごとの検査方法及び結果、検査年月日、検査の実施について監督を行った保安要員の氏名)	1 回/年	
酸素欠乏 危険場所	労働安全衛生法 酸素欠乏症等 防止規則第 3 条の 1~2	(1) 酸素欠乏危険作業場では、その日の作業を開始する前に空気中の酸素(第 2 種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素)の濃度を測定しなければならない。 (2) 測定を実施した場合、その記録を 3 年間保存しなければならない。	作業開始 の都度	3 年
作業環境	労働安全衛生規則 第 592 条の 2	(1) ダイオキシン類の濃度測定 常時焼却施設等作業(2 の(1)の作業を除く。)が行われる作業については、別紙の方法により、作業環境中のダイオキシン類の濃度測定及び測定結果の評価を行い、その記録を 30 年間保存すること。	1 回/ 6 ヶ月	30 年
計 量 機	計量法 第 19 条, 第 21 条 計量法施行令 第 11 条	(1) 定期検査 (2) 定期検査実施の時期	1 回/2 年	
エレベータ	建築基準法 第 12 条第 2 項  労働安全衛生法 第 41 条第 2 項  クレーン等安全規則 第 154 条、第 155 条	定期検査  性能検査  自主検査	1 回/年  1 回/年  1 回/月	3 年

〔表-10〕 のつづき

記録すべき対象	法 令	記録又は検査項目	頻 度	保存年数
飲料用水受水槽	水道法第 34 条の 2、水道法施行規則第 56 条  建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 10 条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 4 条、第 20 条	定期清掃（清掃記録） 定期検査（記録の作成と保存）  飲料用水質検査報告書（専門機関実施、記録の作成と保存）	1 回/年 1 回/年  1 回/6 月	5 年
第二種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則第 88 条	第二種圧力容器定期自主検査記録	1 回/年	3 年
危険物貯蔵所	消防法第 14 条の 3 の 2 危政令第 8 条の 5、規則第 62 条の 4～8	危険物貯蔵所などの定期点検実施記録	1 回/年	5 年

〔表－１１〕

## ＜法定定期官庁検査＞

設備・装置名	法 令	頻 度
ボイラー	電気事業法第 54 条第 1 項	法定検査 2 年毎
タービン	電気事業法施行規則第 91 条	法定検査 4 年毎
クレーン	クレーン等安全規則第 43 条	検査証の有効期間の更新 2 年毎
エレベータ	建築基準法第 12 条第 2 項	法定点検 1 回/年(特定行政庁) 結果報告 1 回/年
消防用設備	消防法第 17 条の 3 の 3 消防法施行規則第 31 条の 4	法定点検 1 回/年 結果報告 特定防火対象以外の 一般防火対象物 1 回/3 年 (消防長)